

P25018
P25019

2025 年度実施方針

スタートアップ支援部

1. 件名

ディープテック・スタートアップ支援基金／大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業

GX 分野の大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業

2. 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）
第 15 条第 3 号、7 号、8 号及び 9 号

3. 背景及び目的

NEDO は、2022 年 11 月に政府方針として策定された「スタートアップ育成 5 カ年計画」に記載の大きな目標の実現に向けて、事業化・社会実装を目指して積極的な研究開発に取り組むディープテック・スタートアップを対象とした支援を行っている。ディープテック・スタートアップはその特徴として、自身の有する革新的な技術の事業化・社会実装に、長期の期間と大規模な資金を要するなど、特有の難しさを抱えていることが知られている。こうしたディープテック・スタートアップが成長し事業を拡大させるためには、投資家等からの資金調達のほか、自社商品・サービスの販売を通してバリュエーションの増加に資するような“売上の創出”（顧客獲得）が重要であり、早期から顧客候補としての大企業等と連携していくことが不可欠な要素となっている。

一方で、大企業等にとっては、新規事業の創出や生産性向上が早期に必要となる中、スタートアップの新たな技術・アイデアの早期の導入、その事業化スピードの活用が競争戦略上の鍵となる。大企業等によるスタートアップ調達は双方に有効であるものの、大企業等の自前主義の残存やスタートアップ側のニーズ把握不足、契約・交渉の難しさ等、様々な要因で未だ本格的な調達関係が浸透していない現状の課題の解消を目指す。

また、「GX 実現に向けた基本方針～今後 10 年を見据えたロードマップ～」（令和 5 年 2 月閣議決定）や、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」（令和 5 年 7 月閣議決定）において、上記の「スタートアップ育成 5 カ年計画」に掲げられた目標も踏まえ、GX 関連分野におけるスタートアップ企業の研究開発・社会実装支援等を抜本的に強化することが掲げられた。

日本は、GX 分野における社会実装段階で国際競争に劣後している状況であり、幅広い技術シーズの早期実装に向けては、市場動向を踏まえた機動的な研究開発体制・リスクマネーへのアクセス等の観点からスタートアップを活用することが重要である。一方で、GX 分野においては、技術シーズを元にスタートアップが生み出され、当該スタートアッ

プが研究開発し、社会実装を実現するまでに需要面、資金調達面での大きな壁が存在する。

こうした課題を解消し、「技術で勝ってビジネスで負ける」ことの無いよう、「GX 分野の大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業」においては、スタートアップによる GX 関連技術の早期実装を強力に後押しする。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

技術の確立や事業化・社会実装までに長期の研究開発と大規模な資金を要し、リスクは高いものの国や世界全体で対処すべき経済社会課題（カーボンニュートラル、資源循環、経済安全保障等）の解決にも資すると考えられる革新的な技術（GX 経済の実現に資するものを含む）の研究開発に取り組んでいる「ディープテック・スタートアップ」とその研究開発成果の調達・購買を希望する大企業等（「4. 2 事業方針（1）対象者」参照）に対し、PoP フェーズ（大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業／共創テーマにおけるスタートアップの製品検証フェーズ）及び GX_PoP フェーズ（GX 分野の大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業／共創テーマの設定及びパートナー形成フェーズ）において、研究開発や事業化のための支援を行う。なお、その前段階として、スタートアップからの調達・購買を希望する大企業等を対象に、課題の特定からスタートアップとのマッチングまでの伴走支援等を行う、HiP フェーズ（大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業／共創テーマの設定及びパートナー形成フェーズ）及び GX_HiP フェーズ（GX 分野の大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業／共創テーマの設定及びパートナー形成フェーズ）についても必要に応じてベンチャーキャピタルやアクセラレーター等の伴走支援者等への委託を通じて実施することとする。なお、本事業の取組に積極的な大企業等を NEDO が公表等することができる。

4. 2 事業方針

（1）対象者

両事業の支援対象者は、技術の確立や事業化・社会実装までに長期の研究開発と大規模な資金を要し、リスクは高いものの国や世界全体で対処すべき経済社会課題（カーボンニュートラル、資源循環、経済安全保障等）の解決にも資すると考えられる革新的な技術の研究開発に取り組んでいる「ディープテック・スタートアップ」と、ディープテック・スタートアップからの調達・購買を希望している「大企業等」とする。ディープテック・スタートアップは、原則として、以下の要件をすべて満たす会社とする。

- ・ディープテック・スタートアップ

①経済社会課題の解決を志向している会社であって、その有する技術が課題の解決に資するものである者

②大学・研究機関・企業の研究から生み出された科学的発見に基づく技術、その他これに類するような革新的な技術の事業化及び社会実装を目指している者

③創業から長期間経過していない者であって、VC 等の資金を活用しながら、大きく事業の成長を図ろうとする者

- ④事業成長のために研究開発投資を積極的に行っている者
- ⑤未上場の中小企業
- ⑥応募時に、温室効果ガスの排出削減のための取組をまとめた資料を提出する者（「GX 分野の大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業」のみ）

また、大企業等は中小企業基本法における中小企業の資本金の水準を上回り、常用従業員数2,000人を超える大企業を想定するが、原則として、以下の要件を満たす会社とする。

- ・大企業等

- ①大企業を含む業界団体やコンソーシアム、本事業趣旨に合致する事業会社
- ②スタートアップとの協業を通じた戦略的利益の獲得を目的として、スタートアップの製品又はサービスの購入・利用を希望している者
- ③応募時に、温室効果ガスの排出削減のための取組をまとめた資料を提出する者（「GX 分野の大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業」のみ）

(2) 支援の内容

PoPフェーズ及びGX_PoPフェーズでは、ディープテック・スタートアップと大企業等の研究開発や事業化の促進等に加え、主要市場獲得に向けた事業化可能性調査の実施等を支援する。なお、その前段階として、スタートアップからの調達・購買を希望する大企業等を対象に、課題の特定からスタートアップとのマッチングまでの伴走支援等を行うHiPフェーズ及びGX_HiPフェーズについても、伴走支援者等（ディープテック・スタートアップの支援能力を有するベンチャーキャピタル、アクセラレーター等を想定）への委託を通じるなどして必要に応じて実施する。

(3) 審査項目

原則として下記の通り

- 事業目的への適合性

大企業等によるスタートアップからの調達・購買を見据えた連携を加速化する本事業の目的に合致していること。

- 事業計画の妥当性

スタートアップの売上及び信用力を増加させ新たな資金調達にもつながるとともに、大企業等の戦略的利益の獲得につながるような、大企業等・スタートアップ間の持続的なエコシステムを活性化させる方法及び計画について、実現可能かつ妥当であること。

※なお、いずれも公募時に必要に応じて項目の記載ぶり等に修正を加えることがある。

<支援条件>

(1) 実施期間

原則、3年以内（必要に応じて延長する場合がある）。

(2) 事業規模等

PoP フェーズ及び GX_PoP フェーズにおける 1 件当たりの事業期間中の上限を 1.5 億円とする。

事業規模については変動があり得る。

(3) 採択予定件数

新規採択予定件数は定めず、新規採択分予算に応じ、提案内容の優れているものを採択する。

(4) 事業全体の予算規模

ディープテック・スタートアップ支援基金／大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業

：特定公募型研究開発勘定 8 億円（管理費含む）。

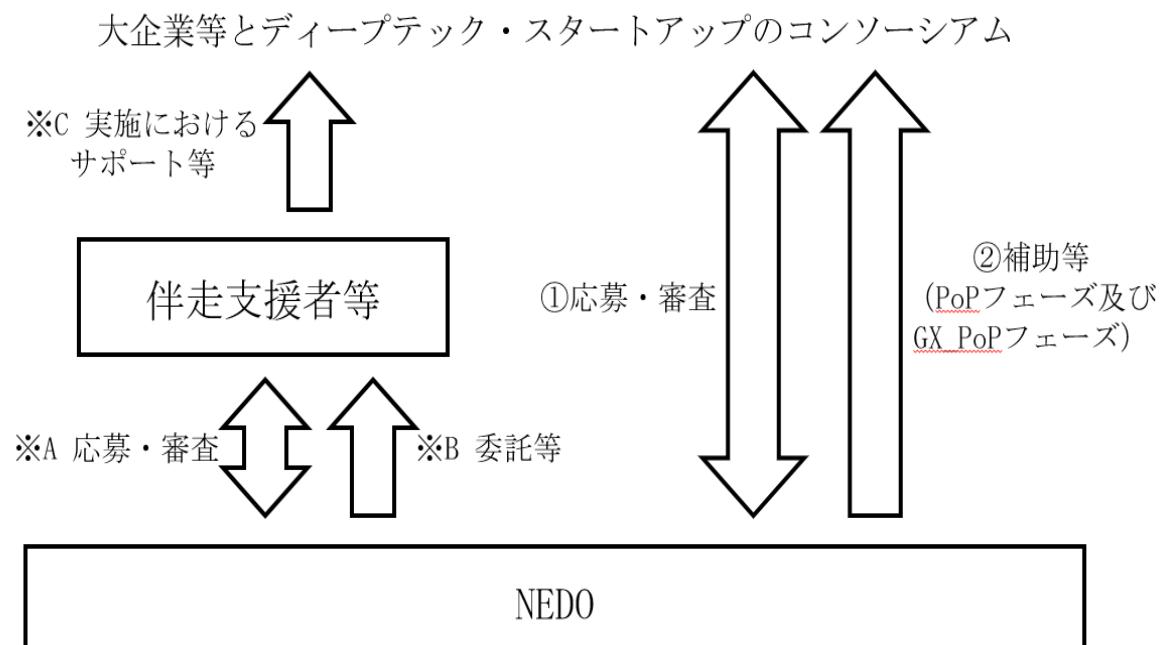
GX 分野の大企業等のスタートアップ連携・調達加速化事業

：需給（GX 勘定）※GX 分野のディープテック・スタートアップ支援事業 190 億円の内数

5. 事業の実施方式

本事業における実施体制は以下のとおり。

5. 1 実施体制



- ① NEDOは、ディープテック・スタートアップと大企業等のコンソーシアムを公募し、申請書類の審査等によりその採択先を決定する。
- ② NEDOは、採択したディープテック・スタートアップと大企業等と事業の実施に係る契約等を締結する。

※補助等の前段階として大企業等とディープテック・スタートアップとのマッチング等を支援するために伴走支援者等（ディープテック・スタートアップの支援能力を有するベンチャーキャピタル、アクセラレーター等を想定）へ委託等をする場合

A NEDOは伴走支援者等を公募し、申請書類の審査等によりその採択先を決定する。

B NEDOは、採択した伴走支援者等と事業の実施に係る契約等を締結する。

C 伴走支援者等は、大企業等とディープテック・スタートアップのマッチングやコンソーシアム形成等に対する支援を実施する。

5. 2 公募

(1) 掲載する媒体

「NEDO ホームページ」等で行う。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始前に NEDO ホームページで行う（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能な場合を除く）。

(3) 公募時期

2025 年 11 月以降より必要な公募を開始予定。

(4) 公募期間

原則 30 日以上とする。

(5) 公募説明会

オンラインを活用した説明会を積極的に開催する。

5. 3 採択方法

(1) 審査方法

外部専門家の知見も活用し、書面審査・面接等を経て、採択を決定する。また、採択審査委員は採択結果公表時に公表する。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

原則 60 営業日以内を目安に各実施項目の内容を踏まえ、適切な期間を公募毎に設定する。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDO から申請者に通知する。

なお、不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択・認定結果については、申請者名を公表する。

6. スケジュール

6. 1 本年度のスケジュール（予定）

2025 年 11 月	公募開始
2025 年 12 月	公募説明会の開催
2026 年 1 月	公募締切
2026 年 2 月	契約・交付審査委員会
2026 年 3 月	採択決定

6. 2 来年度の公募について

上記の公募を、2026 年度以降も継続して実施する予定。

7. 実施方針の改訂履歴

(1) 2025 年 11 月 策定